

平成 20 年 9 月 12 日

投資信託財産の併合に係る実務要領（案）

1. 投資信託財産の併合を実施するための前提条件

(1) 基本的な考え方

運用に係る基本方針及び主たる投資対象に係るアセットクラスが趣旨において相互に関連する複数の投資信託財産を併合する

(2) 投資信託制度上の要請

- ① 平成 19 年 9 月に施行された新信託法を根拠法とする投資信託であること。これ以前の投資信託については重大な約款変更手続きを行い、根拠法を新信託法に変更する必要があること。（平成 18 年法律第 109 号 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 26 条）
- ② 併合に係る全ての投資信託の（投資信託委託業者と）受託銀行が同一であること。（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項、同法第 3 条）

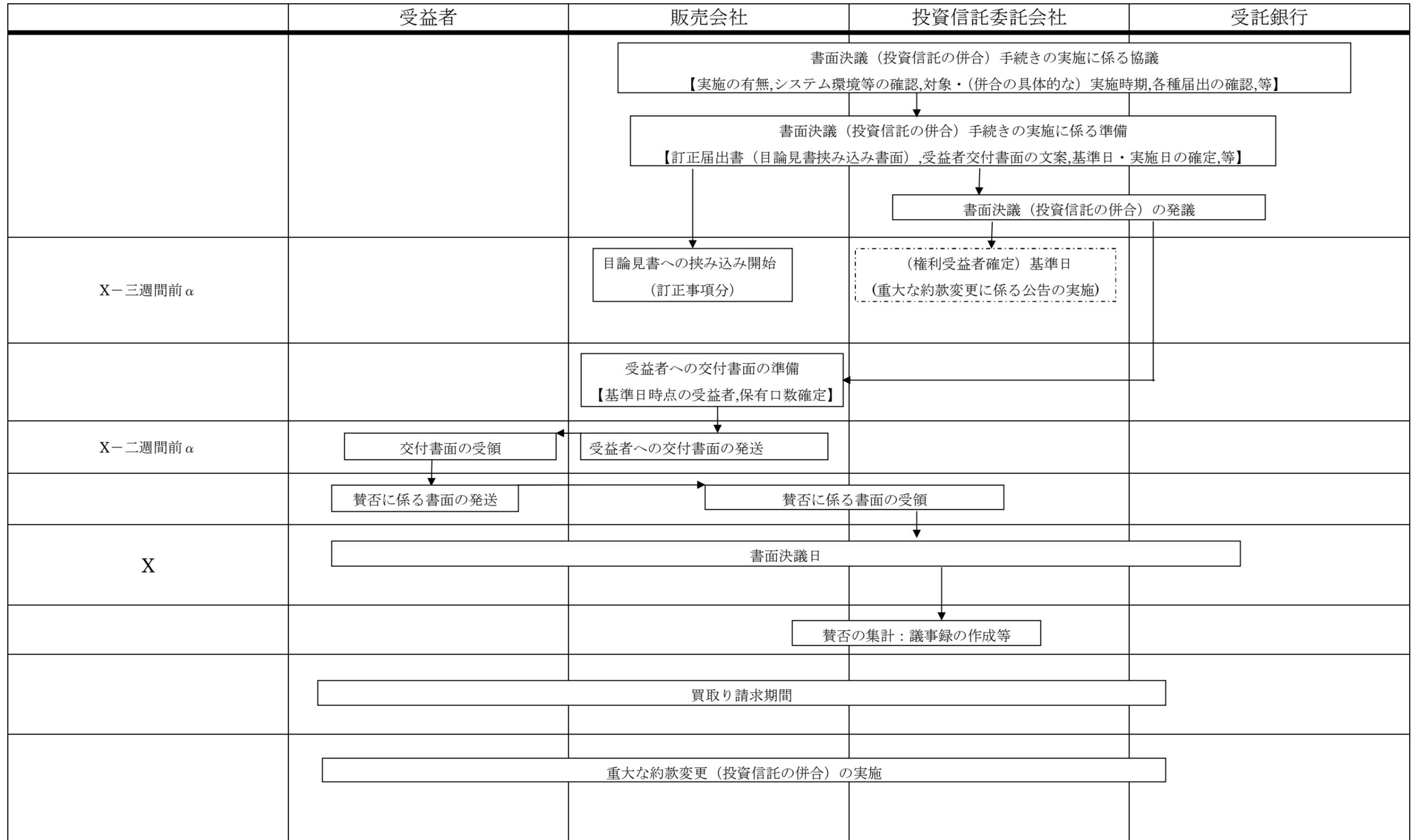
(3) 税制上の要請

- ① 併合に係る全ての投資信託については所得区分が同一である他、外国税額控除等に係る要件等、課税上の取扱いが同一であること。
- ② 併合に係る全ての投資信託の募集形態（私募・公募、単位型・追加型）が同一であること
- ③ 併合に係る全ての投資信託が無券面化されていること。（又は併合に係る全ての投資信託が全て無券面化されて

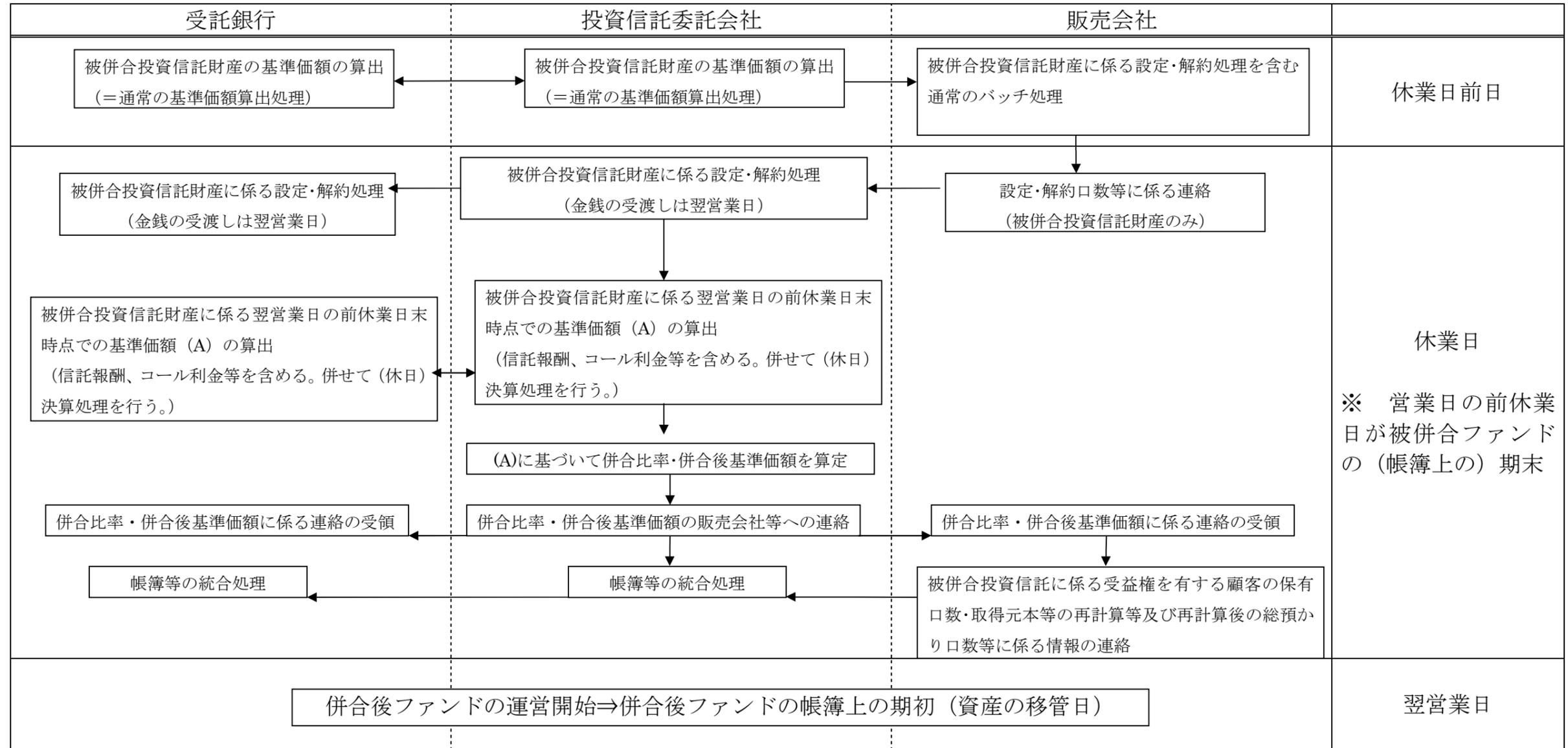
いないこと)

- ④ 併合に係る全ての投資信託は、併合実施時点において信託財産の一口当たり元本を1円とすること。
(①、②は税当局よりの要請、③は保管振替制度上の要請、④は実務上の要請)

2. 投資信託財産の併合に係る意思決定から実施するまでの大まかな流れ



3. 併合実施前後の流れ



※ 本表においては、販売会社において個別の顧客の口座データの修正（個別の受益者の保有口数や取得元本、個別元本の再計算等）を営業時間外で行う必要があることや、併合比率の算定に使用する基準価額については出来る限り投資家等からの設定・解約を織り込むことが適当であること等の実務上の要請を踏まえ、信託財産の併合に係る事務処理については原則として休業日に実施することとしている。このため、併合後投資信託財産の設定日（帳簿上の期初）は週の第一営業日とすることとし、第一営業日の前休業日を被併合投資信託財産の信託期間の最終日としている。

※ 基本的には、本表を参考に併合に係るスケジュールを策定することが適当と考えられるが、関係者との間で調整の上、併合に係る事務を全て営業日に実施することも妨げるものではない。

4. 投資信託委託会社等の主な役割

(1) 投資信託委託会社

- A 投資信託財産の併合に関する発議・決定
- B 投資信託財産の併合に係る書面決議の実施
 - ① 受益者に対する交付書面の準備
 - ② 書面決議に係る賛否の集計
 - ③ 併合後の投資信託契約／投資信託約款の準備
- C 併合に係る投資信託財産に関する計理処理等
 - ① 併合直前時点の併合に係る全ての投資信託財産の基準価額の算定
 - ② 併合比率の算定と取扱い販売会社への連絡
 - ③ 販売会社から連絡を受けた再計算受益権口数に基づく併合投資信託財産に係る基準価額の再計算

(2) 販売会社

- A 投資信託財産の併合に係る書面決議に関する書面等の受益者への送付
(議決権行使書面は、受益者の氏名又は名称、当該受益者が行使できる議決権の数又は割合を記入後に送付する)
- B 併合に係る受益者に係る計理処理等
 - ① 併合比率に基づいた被併合投資信託財産に係る受益権口数の再計算（自社取扱い分）と投資信託委託業者への連絡
 - ② 投資信託委託業者より連絡された併合基準価額と併合比率に基づき、個別の受益者に係るデータの修正

(3) 受託銀行

- A 投資信託契約の締結／（投資信託約款）変更
- B 反対受益者からの買取請求権の行使による受益証券の買取りと代金の支払等
- C 併合に係る投資信託財産に関する計理処理等
(書面決議参考書類である投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 35 条第 1 項第 7 号の財産状況開示資料等を受益者向け様式で作成)

5. 併合に係る各種事務手続き等

(1) 書面決議手続き開始前

投資信託財産の併合については、個別の投資信託委託会社、販売会社、受託銀行、カストディーや資産の売買執行等を委託しているディーラー・ブローカーにより、システムや業務フロー等の相違により対応が異なることも想定されることから、併合の実施の検討に当たっては、被併合投資信託財産に係る各関係社のシステムや実務対応について、以下の事項その他について確認することが適当である。

- ・ 併合実施日を跨ぐ取引に係る被併合投資信託口座から併合後投資信託口座への引継ぎ（受託銀行、カストディー、ディーラー・ブローカーにより対応が異なることがあることに留意すること）
- ・ 海外資産等に係るカストディー内での口座間移管（被併合投資信託財産により、利用しているカストディーが異なる場合、）

- ・「先物等の権利に係る取引」に関する権利の口座間移管（特にディーラー・ブローカーにより対応が異なることがあることに留意すること）
- ・被併合投資信託財産に係る未収・未払金の併合後投資信託財産への引継ぎ（※ 信託報酬等については、被併合投資信託財産の信託終了日付けで、一旦、全て清算することが必要であることに留意すること）

(2) 書面決議手続きの実施

- ・書面決議手続きについては、上記 2. を参考に法令に則り適切に対応する必要がある。
- ・なお、書面決議手続きについては、投資信託財産の併合も投資信託約款の重大な変更も基本的には同一の手続きである。
（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条、同法第 17 条）

(3) 有価証券届出書の訂正手続き等

① 被併合投資信託財産に係る有価証券届出書の訂正及び目論見書の改定若しくは訂正事項分の挟み込み等について（金融商品取引法第 7 条）

被併合投資信託財産に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出及び目論見書の改定（訂正事項分の挟み込みを含む）については、重大な約款変更に係る書面決議手続きを行う場合と同様に、例えば被併合投資信託財産のいずれもが当日約定の場合には権利受益者が確定する基準日の前営業日に訂正届出書の提出し、基準日から改定目論見書の使用又は訂正事項分の挟み込みを開始する等、基準日以降に設定の申込みを行う投資家（＝併合に係る書面決議に関し権利を有しない者）に対しても必要な情報を周知する。

② 併合後投資信託財産に係る有価証券届出書の提出等（金融商品取引法第 5 条）

併合後投資信託財産に係る有価証券届出書は、原則として、併合後投資信託財産の信託設定日の 16 日以上前の営業日に提出し、当該届け出に係る目論見書を被併合投資信託財産の信託設定日から使用する。この場合、当該有価証券届出書には被併合投資信託財産の提出日の直近の決算又は半期決算に係る財務諸表を参考情報として添付する。なお、参考情報として併せて被併合投資信託財産に係る運用状況等も記載することも問題はない。

(4) 運用報告書の作成・交付について

① 被併合投資信託に係る運用報告書の作成について

- ・被併合投資信託財産について、併合実施の直前日を信託終了日として、運用報告書を作成する。
- ・被併合投資信託財産に係る運用報告書については、個別の信託財産毎ではなく当該併合に係る全ての被併合投資信託財産に係る情報を記載する。なお、個別の項目については、個別の被併合投資信託財産毎に記載する。

② 併合後投資信託に係る運用報告書の作成について

- ・併合後投資信託財産の運用報告書については、当該投資信託財産の信託設定日（第一計算期間の期初）から直後の運用報告書作成基準日までについて作成する。
- ・併合後投資信託財産の運用報告に、被併合投資信託財産の併合前の状況に係る情報を参考として記載することも可能である。

③ 被併合投資信託財産に係る運用報告書の交付対象について

- ・被併合投資信託財産に係る運用報告書については、被併合投資信託財産を併合実施の直前日に保有していた全ての受益者に対して交付する。
（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条）

(5) 投資信託約款の改正に係る留意事項

① 平成 19 年 10 月以前に設定された投資信託について（平成 18 年法律第 109 号 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 26 条）

平成 19 年 10 月以前に設定された「公益信託に関する法律(大正 11 年法律第 62 号)(いわゆる旧信託法)」を根拠とする投資信託については、併合に係る書面決議手続きを実施する前に、平成 19 年 9 月末日の改正規定が施行される前の投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条に定められた書面による受益者の意思確認手続きを行い、根拠法を平成 19 年 9 月末日に施行された信託法（平成 18 年 12 月 15 日法律第 108 号）に根拠法の変更をしなければならない。

なお、この約款変更については必ず重大な約款変更手続きによりおこなわなければならないことに留意すること。

※ この根拠法を変更するための投資信託約款の変更を実施する際に、あわせて「書面決議手続きに係る見做す賛成制度」についても手当すること。

② 投資信託約款の変更等に関する注意事項

a 被併合投資信託財産に係る約款変更について

- ・ 被併合投資信託財産が翌営業日基準価額を適用する等、日程の関係等で併合を跨ぐ設定・解約が発生することが見込まれる場合には、例えば併合実施前日（併合前の最終営業日）に被併合投資信託財産に申込まれた設定・解約については、併合後投資信託財産で応じる旨の規定を新設すること。（同様の趣旨の説明をあわせて「目論見書訂正事項分」等にも記載すること。）
- ・ 被併合投資信託財産の信託期間の最終日を併合後投資信託財産の設定日（期初）の前日とすること。
- ・ 被併合投資信託財産の信託財産上の一口当たり元本は全て1円とすること。（但し、当該規定の効力の発生日については、併合実施直前とすることでも問題はない。）

b 併合後投資信託財産

- ・ 併合後投資信託財産の信託約款で定められる外貨建て資産や非株式資産に係る組入れ比率については、基本的に被併合投資信託財産の信託約款で定められているものと同様とすること。特に被併合投資信託財産と併合後投資信託財産とで所得税額控除や外国税額控除等の取扱いが異なることがないように留意すること。
- ・ 併合後投資信託財産の信託財産上の一口当たり元本は1円とすること。

③ 複数の事案に係る一括処理について

投資信託財産の併合に当たり、投資信託約款の変更等の法定の手続きにより処理することが求められている事項、

- ・ 投資信託財産の併合
- ・ 受託銀行の変更（受託銀行が異なっている場合に限る）
- ・ 根拠法について旧信託法から新信託法への変更（旧法信託の場合に限る）

については、個別に手続きをするのではなく、同一の交付書面を活用する等して、一括で処理することや複数の書面を同封して送付すること等も可能であることに留意すること。但し、この場合、併合に係る投資信託財産の受益者に対して交付する書面については、該当する事案の違いにより必要記載事項が異となる場合があり、その場合には複数の交付書面を用意する必要があることに留意すること。

④ 簡易併合手続きについて（投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2）

投資信託財産の併合について、以下の要件を全て満たしている場合には、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして、法定手続きの全部又は一部が免除されることに留意すること。

- ・ 併合後の投資信託財産に属する有価証券等が、併合前の投資信託約款に記載された運用方針に反しないと認められること。
- ・ 併合前後で投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。
- ・ 併合に当たり、実質的に他を吸収する投資信託財産の純資産総額が吸収される投資信託財産の純資産総額の5倍以上であること。但し、同一の指数に連動するインデックスファンドの様に吸収、非吸収投資信託、双方の信託財産の内容が実質的に同一と認められる場合にはこの限りではない。

(6) 販売会社、保管振替機関等との情報のやり取りについて

① 販売会社等について

併合の実施の可否等について、関係者間で協議をする時点で、各段階における情報のやり取りに関するタイミングや手続き等、特に併合実施前後の具体的な情報連携方法についても必要な確認、検討を行うこと。

② 保管振替機関について

保管振替機関の策定している併合に係る要綱等についてその内容を確認して置くとともに、併合の実施に係る関係者間での協議が整った段階で、これに関する連絡を併せて保管振替機構の担当部署にすること。

6. 併合時の投資信託財産に係る計理処理等

(1) 信託財産関連

① 併合比率

併合比率決定日における【消滅銘柄の1口当たり基準価額÷併合後銘柄の1口当たり基準価額】(小数点以下10桁未満切捨て)とする

例ロ) Aファンド(消滅): 1口=元本1円、計算口数=10,000口、基準価額9,700円

Bファンド(消滅): 1口=元本1円、計算口数=10,000口、基準価額10,300円

Cファンド(併合後): 元本1口=1円、計算口数=10,000口、基準価額10,300円

A→Cの併合比率 $(9,700 \div 10,000) \div (10,300 \div 10,000) = 0.9417475728$

B→Cの併合比率 $(10,300 \div 10,000) \div (10,300 \div 10,000) = 1.0000000000$

② 併合後投資信託財産の基準価額

併合後投資信託財産の基準価額は、被併合投資信託財産のうち最も高い基準価額と最も低い基準価額の範囲内で、任意の価額で設定できるものとし、この基準価額を併合後投資信託財産の設定時基準価額とする

③ 被併合投資信託財産と併合後投資信託財産の計理

a 被併合投資信託では信託終了日に決算処理により保有有価証券等の評価換、最終損益計算を行い、全ての資産、負債、分配準備積立金、繰越欠損金及び収益調整金等を併合後投資信託財産に引継ぐ

※ 併合の実施に際し、全ての被併合投資信託財産で収益分配は行わない

※ 信託報酬(実績報酬、代行手数料を含む)、監査費用等は被併合投資信託において確定させ、信託終了日の翌営業日に支払を行う

b 跨ぎの追加設定、一部解約に伴う計理(下記の表を参照)

- ・ 当日基準価額を適用する投資信託… 併合前の最終営業日の営業時間中に投資家から申込まれた追加設定・一部解約は、これに係るデータを併合実施日の前々日又は前日(いずれも休業日を想定)に販売会社より被併合投資信託財産ベースでの口数連絡を受け、当該投資信託財産において代金の計算を行い、販売会社に結果を返す。
- ・ 翌営業日基準価額、翌々営業日基準価額を適用する投資信託… 併合前の最終営業日に約定となる追加設定・一部解約は、これに係るデータを併合実施日の前々日又は前日(いずれも休業日を想定)に販売会社を被併合投資信託財産ベースでの口数連絡を受け、当該投資信託財産において代金の計算を行い、販売会社に結果を返す。併合前の最終営業日の営業時間中に投資家から申込まれた追加設定・一部解約等、併合後に約定日が到来するものは、併合後投資信託財産の追加設定・一部解約として処理する。

(

	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
	最終の設定・解約申込み (被併合投資信託財産)			
当日 基準価額 適用		① 設定・解約処理 (金曜日の約定分まで) ② 併合処理		
翌日 基準価額 適用				
翌々日 基準価額 適用				
			被併合投資信託財産の満了日	併合後投資信託財産の期初

7. 被併合投資信託財産に係る口座の併合後信託財産口座への集約について

投資信託財産の併合により併合後投資信託に全ての資産が集約されることとなるが、これについては

- ① 併合後投資信託の名義の新たな口座に被併合投資信託財産の口座で保管されていた資産を集約
 - ② 被併合投資信託財産の口座を集約し、名義を併合後投資信託財産の名義に変更
- のいずれの方法を採用するのについては、費用や事務負担等も踏まえ、投資信託委託業者と受託銀行との間で協議すること。

8. 併合時において特定口座で管理されている個別の顧客に係るデータの修正

- ① 個別の顧客が、併合時点で保有している被併合投資信託財産に係る口数に委託会社から連絡された併合比率を乗じて併合後投資信託財産に係る保有口数を算出(単位未満切上げ)
- ② 個別の顧客の保有することとなる併合後投資信託財産に係る口数で取得元本及び個別元本を除し、併合時点での個別の顧客に係る個別元本、取得元本を算出する。
- ③ ①、②で算出したデータを基に当該顧客に係る口座データを修正する。(取得日は併合後投資信託財産の期初とする。)

9. 親投資信託等の併合に係る特例

(1) 計理処理について

- ・ 併合の直前に個別の親投資信託等が有する配当等収益については、夫々の親投資信託等に投資している個別のベビー投資信託毎に当該ベビー投資信託が潜在的に有している配当等収益に相当する額を按分し振り替えること。
- ・ 併合の直前に個別の親投資信託等が有する外国支払い税については、当該親投資信託等に投資している個別のベビー投資信託毎に当該額を振り替えること。

(2) 併合手続きについて

親投資信託等の信託財産の併合については、原則として(ベビー投資信託を運用している)投資信託委託会社(親投資信託等の実質的な受益者=ベビー投資信託の運用指図権者)が受託銀行(親投資信託等の形式的な受益者=名義人)を通じて個別のベビー投資信託が有する親投資信託等の受益権に係る権利の行使を行うものとする。

その際、委託会社は、当該親投資信託等の信託財産の併合が個別のベビー投資信託に与える影響を検討し、個別のベビー投資信託に対して当該ベビー投資信託の併合が行われる場合と同様の影響を与えると判断される場合には、当該ベビー投資信託毎に受益者に対して意思の確認を行う等、必要な手続きを行うものとする。

投資信託財産の併合に係る税法の規定

所得税法施行令

(投資信託等の収益の分配に係る収入金額)

第五十八条 投資信託又は特定受益証券発行信託（以下この項において「投資信託等」という。）について信託の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は信託契約の一部の解約により分配される収益に係る利子所得又は配当所得の収入金額は、当該信託の終了又は当該契約の一部の解約により当該投資信託等の受益権を有する者に対し支払われる金額のうち、当該信託の終了又は当該契約の一部の解約の時において当該投資信託等について信託されている金額で当該受益権に係るものを超える部分の金額とする。

(株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額)

第百十条

2 居住者の有する投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権について、その受益権（以下この項において「旧受益権」という。）の分割又は併合があつた場合には、その分割又は併合があつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による分割又は併合後の所有受益権（旧受益権に係る投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権で、当該分割又は併合の直後に当該居住者が有するものをいう。以下この項において同じ。）の評価額の計算については、その計算の基礎となる分割又は併合後の所有受益権の一口当

たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額に旧受益権の口数を乗じてこれを分割又は併合後の所有受益権の口数で除して計算した金額とし、かつ、その分割又は併合後の所有受益権のうちに旧受益権が含まれているときは、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

(合併により取得した株式等の取得価額)

第百十二条

2

- 3 居住者が、その有する投資信託又は特定受益証券発行信託（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）について、その旧受益権に係る投資信託等の信託の併合（当該信託の併合に係る従前の投資信託等の受益者に当該併合に係る新たな信託である投資信託等（以下この項において「併合投資信託等」という。）の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により併合投資信託等からその併合投資信託等の受益権を取得した場合には、その信託の併合のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による併合投資信託等の受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した併合投資信託等の受益権の一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額（その併合投資信託等の受益権の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧受益権一口に対応する部分の金額を加算した金額）を旧受益権一口について取得した併合投資信託等の受益権の口数で除して計算した金額とする。

平成 25 年 12 月 1 日施行 投資信託法及び投資法人に関する法律
平成 26 年 12 月 1 日施行 投資信託法及び投資法人に関する法律施行規則

○書面決議を要する投資信託約款変更の範囲の見直し

(法第 17 条第 1 項、施行規則第 29 条)

投資信託約款の変更について、書面決議を要することとなる「その変更の内容が重大なもの」への該当基準を、「商品としての基本的な性格を変更させることとなるもの」に変更。

○書面決議を要する併合手続きの見直し

(法第 17 条第 1 項、施行規則第 29 条の 2)

投資信託の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合には、書面決議を要しないこととされ、「受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの」の内容(併合の前後で商品としての基本的な性格に相違がないこと等)が規定。

○受益者数要件の撤廃

(第 17 条第 8 項)

書面による決議について、受益者数要件(議決権を行使することができる受益者の半数以上)の撤廃。

○反対受益者の受益権買取請求制度を要しない投資信託の規定

(第 18 条第 2 項、施行規則第 40 条の 2)

重大な約款の変更等に反対した受益者の受益権買取請求権について、受益者の保護に欠けるおそれがない投資信託に限り、適用されないこととされ、受益者の保護に欠けるおそれがない投資信託の内容が規定。

平成 26 年 6 月 27 日

金融庁

投資信託に関する Q & A

※ 本 Q & A では、委託者指図型投資信託の投資信託約款の変更及び投資信託の併合について解説をしていますが、委託者非指図型投資信託およびその受益証券の募集の取扱い等が行われるにあたって投資信託及び投資法人に関する法律第 58 条に基づく届出が行われた外国投資信託についても、同様の考え方となるものと考えられます。

(問 1) 投資信託の投資信託約款の変更について、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「その変更の内容が重大なもの」とは、当該投資信託の「商品としての基本的な性格を変更させることとなるもの」をいうとされています(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 29 条)。

ここでいう「商品としての基本的な性格を変更させることとなるもの」とは、どのような場合をいうのでしょうか。

(答)

以下のいずれかに該当する投資信託約款の変更については、「商品としての基本的な性格を変更させる」ものではないと考えられます。

- (1) 受益者の利益に資する投資信託約款の変更
- (2) 事務的事項に係る投資信託約款の変更であって受益者の利益には中立的なもの
- (3) 法令改正に伴い、法令適合性を維持するために行わざるを得ない投資信託約款の変更

まず、(1) については、例えば、

- ① 解約申入後、償還金受渡日までの期間を短縮する場合
- ② 信託期間終了までの間、解約が制限されていない投資信託に係る信託期間を延長する場合
- ③ 受益者の負担する信託報酬率・費用等を引き下げの場合
- ④ 追加信託申込単位を小口化する場合、追加信託可能日を増加する場合、および海外市場の休業日等による追加設定申込み不可日を削減する場合
- ⑤ 一部解約申込単位を小口化する場合、一部解約可能日を増加する場合、および海外市場の休業日等による一部解約申込み不可日を削減する場合
- ⑥ 信託財産留保額を減額または廃止する場合(償還金を捻出するために組入資産を換金する際のコストが低く抑えられているような事情があり、当該減額または廃止によっても、残存受益者に実質的に不利益とならないことが合理的に推察される場合に限る。)

が、該当すると考えられます。

また、(2) については、例えば、

- ① 委託者または受託者について、合併等による組織再編成に伴い商号を変更する場合および本店移転に伴い所在地を変更する場合
- ② 計算期間の長さを変更することなく、決算日を変更する場合

- ③ 受託者および委託者の間の信託報酬の配分率を変動させる場合（受益者の負担する信託報酬率に変更がない場合に限る。）
- ④ 委託者の運用権限の委託先について、運用権限を委託する範囲を削減する場合、合併等による組織再編成に伴い商号を変更する場合および本店移転に伴い所在地を変更する場合、ならびにこれらの場合において、運用権限の委託に係る費用を増減させるとき（当該費用が委託者の受領する信託報酬から支払われる場合に限る。）
- ⑤ 委託者の運用権限の委託先を変更する場合（従前の運用委託先の運用担当部門が他社に事業譲渡された場合において、当該事業譲渡を受けた社に委託先を変更するときのような、当該変更の前後で、委託先に実質的な相違がなく、かつ、運用方針が実質的に変更されず、受益者の負担する信託報酬額が当該変更前の金額を上回らないときに限る。）
- ⑥ ある投資信託について、その組入資産を、当該投資信託と同一の運用方針の他の投資信託へ移管し、いわゆるファミリーファンド化をする場合（当該移管費用を委託者が負担し、信託報酬総額が増加することとならない等、運用方針以外の事項について、受益者に不利益となるような実質的な変更が生じない場合に限る。）

が、該当すると考えられます。

さらに、(3)については、例えば、

- ① 消費税率の引上げに伴い、投資信託約款中の信託報酬に係る記載事項を変更する場合
- ② 法令改正に伴い、投資信託約款中で使用されている法令名、条文番号および用語を当該法令改正に必要な範囲で変更する場合（実質的な意味内容の変更を伴わない場合に限る。）
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 130 条第 1 項第 8 号の 2 の施行に伴い、同号に規定する信用リスクを適正に管理する方法を新たに投資信託約款に定める場合

が、該当すると考えられます。

(問2) 投資信託の併合について、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの」とは、以下の要件の全てに該当する投資信託の併合をいうとされています(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2)。

I 当該併合後の投資信託に属することとなる財産が当該併合前の投資信託約款に記載された投資信託財産の運用方針に反しないと認められること。

II 当該併合の前後で当該投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

III 当該投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の投資信託の投資信託財産の純資産総額の5倍以上であること。ただし、当該投資信託の投資信託財産と当該他の投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

上記IおよびIIは、どのような場合をいうのでしょうか。また、上記IIIのただし書きでいう「当該投資信託の投資信託財産と当該他の投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合」とは、どのような場合をいうのでしょうか。

(答)

まず、Iについては、当該併合前の投資信託約款に規定された「信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項」(投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第6号)の内容に基づいても、当該併合後の投資信託財産に属することとなる資産に対して投資可能であることをいうものと考えられます。なお、いわゆるファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズ方式の投資信託については、当該投資信託の投資対象先のファンドの信託約款等の内容も考慮して、上記投資可能性の有無を判断する必要があるものと考えられます。

次に、IIについては、当該併合の前後の投資信託約款を比較して、実質的な相違が、以下のいずれかに限られる場合をいうものと考えられます。

(1) 受益者の利益に資するもの

(2) 事務的事項に係る相違であって受益者の利益には中立的なもの

(3) 法令適合性を維持するために生じざるを得ないもの

なお、どのような場合が上記(1)から(3)までに該当するかについては、問1に対する回答に準じて考えられます。

IIIのただし書きでいう「当該投資信託の投資信託財産と当該他の投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合」とは、例えば、同一の指数に連動する投資信託どうしでの併合の場合が該当するものと考えられます。したがって、このような場合は、投資信託の併合が「受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの」に該当するか否かを判断するにあたって、「当該投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の投資信託の投資信託財産の純資産総額の5倍以上であること」との要件を考慮する必要がないものと考えられます。